

し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月14日に開催し、委員出席のもと当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第52号 長井市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、長井市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、2月に中国の上海で今まで人間には感染しないと言われていた型の鳥インフルエンザが人間に感染し、大流行になることが懸念され、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定した。この法の施行により、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合には早急に条例により対策をとるよう市町村に求められているので、条例を設定し、体制の整備を図るものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、近隣の状況と具体的な対応策はどうなるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、県内のほとんどの市町村が6月の議会に上程されたと考えている。また、ワクチンは開発してから実際に頒布できるまで半年ほどかかるので、その間の感染予防策や新型インフルエンザが蔓延して登庁できる職員が少なくなった場合の行政運営、生鮮物等の生活必需品の供給体制など、今年度中に策定する県の行動計画等に合わせて検討したいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第52号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第52号 長井市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第52号について、総務委員長の報告は、原案可決であります。総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第52号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

○安部 隆厚生常任委員長 おはようございます。

平成25年第4回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日に開催し、委員全員出席のもと当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第53号 長井市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の

改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、提案理由にある新たな障害保健福祉施策とは具体的にどのような狙いがあるのかとの質疑がなされ、福祉生活あんしん課長からは、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象とすること、また、障がい者に対する支援として、共同生活介護ケアホームを共同生活支援グループホームに一元化し、サービスとして選択肢が拡大されるなど柔軟なサービス提供が行われるようになること、さらに、障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発事業や、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する地域支援事業など、地域でも障がい者の日常生活や社会生活の支援を実践できるようにするものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第53号 長井市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第53号について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、厚生委員長報告のと

おり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成25年第4回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

なお、議案、請願の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第51号 宅地開発事業用地の取得についてのご説明を申し上げます。

本案は、長井市宅地開発事業用地を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、将来的に解散する予定の県の住宅供給公社から指導を受けて展開していきたいということだが、どのような頻度で具体的にどういう指導を受けているのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、全体的な打ち合わせ、農地転用、開発行為、設計などについて協議を行った。工事に当たっていろいろなアドバイスなど、今後も頻繁に協議、指導を受けて円滑に進めていきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、行政としてやれるとこ